

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条 (利用範囲)

日本賃貸保証株式会社グレープ（以下「乙」という）は、お客様（債務人、以下「甲」といいます）から賃貸保証請求書（以下「本件委託契約」）の申請（手取契約時）に取次した以下の情報（以下「個人情報」といいます）を収集する際や機関提供（賃貸保証会社、会員専用通信販売業者、生活支給融資資金貸付サービス、住まいサポート24サービス（希望者に附帯される保証の業務を含む）、家財保険契約の保険料支払業務などを）を確実・円滑に行なうことを目的として利用させて顶きます。

(1)個人情報について

①所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先へかかる通知を届ける等により得た「要更に報」）
②本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・年齢・家賃・家賃支払方法等の「契約情報」

③本件委託契約に関する毎ヶ月の家賃等の「支払状況」

④甲が申告した内容、及び緊急連絡先の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」

(2)個人情報の提供について

乙は、貴賃貸業者及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報を一部または全部を第三者に提供します。

[業務委託] 甲による個人情報の提供について

以下のクレジット会社に貴賃貸業者に開示する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を乙が機関に提供することになります。

社名：ジェイエイディ・総合管理株式会社

住所：千葉県木更津市羽鳥野5丁目21番地4

電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：取締役

ホームページアドレス：<http://www.jids-net.co.jp/>

[その他の個人情報の提供について]

本件委託契約に締結された甲に対し、貴賃貸業者サイト、生活支給融資資金貸付サービスなどの住生活に関する各種サポートサービスを行なうため、ワイヤレスを選択された場合には、これらに加え「住まいサポート24サービス（希望者に附帯される保証の業務を含む）」を行うため、家財保険契約の締結及び保険料の保証を希望された方に対する、保険の家賃及び送金（保証金の前払）の支払い、年齢・性別・年収等の個人情報を乙が、内線問合せ、乙の内線問合せ、甲のうちのどちらを得られた者の個人情報をのみ提供します。

住まいサポート24サービス・通信販売及び各種情報提供会社

社名：株式会社ホームスター24

住所：千葉県木更津市羽鳥野5丁目21番地4

電話番号：03-4232-2516

個人情報保護管理者：取締役

ホームページアドレス：<http://homemeister24.com/>

生活支給融資資金貸付サービス提供会社

社名：ジェイエイディ・総合管理株式会社

住所：千葉県木更津市羽鳥野5丁目21番地4

電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：取締役

ホームページアドレス：<http://www.jids-net.co.jp/>

付帯される保険の引受け保険会社

私（債務人、以下「甲」といいます）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」といいます）は、表面記載の物件（以下「本件」といいます）に関する賃貸保証契約（一時使用権・利用権を含む、以下「原賃貸借契約等」といいます）に基づく甲の貴賃貸人に対する債務及び、原賃貸借契約に付随して甲と乙との間に締結する各種契約（賃貸保証契約、預り受けサービス契約、インターネットカード契約等）に基づき、甲が乙に負担する当該第三者に対する債務のうち表面記載の債務に限らず、貴賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」といいます）を締結します。甲は本件委託契約にあたり、乙に対し、金銭機関宛ての口座振替依頼書を提出します。

第1条（賃貸保証契約の登録）

1. 本件委託契約は、原賃貸借契約に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを受諾します。本件は、原賃貸借契約に付随して甲と乙との間に締結する各種契約（賃貸保証契約、預り受けサービス契約、インターネットカード契約等）に基づき、甲が乙に負担する当該第三者に対する債務のうち表面記載の債務に限らず、貴賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」といいます）を締結します。甲は本件委託契約にあたり、乙に対し、金銭機関宛ての口座振替依頼書を提出します。

第2条（保証料）

1. 甲は、表面記載の初回保証料を乙の定めた方法により、乙に支払います。
2. 表面記載の契約開始日より、毎月表面記載の金額または、表面記載の算出方法により算出された金額の月額保証料として支払うものとします。
3. 賃料は、保証料と同様に支払うことを前提とします。この場合、これに基づく求償権を甲に代入する者、使用者、利用者により通常保証料と不思議と認められたときは、乙が甲に対し、甲の代入者に対する本件委託契約を解約することができます。
4. 貸賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び貴賃人または貴賃貸代理人が本書を締結し、甲が初回保証料を支払ったときに、本件委託契約が成立します。

第4条（保証の範囲）

1. 乙は、各号に該当する債務について保証します。但し、貴賃人に対する債務については原賃貸借契約等に基づいて明記されているところとなります。
2. 甲が本件の場合は、甲の代表者または入居者、使用者、利用者による原賃貸借契約等の連帯保証人であるとき、乙に本件委託契約を締結することができます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者、乙に本件委託契約を締結することができます。
3. 貸賃人または乙の代理人が本件を第三者に先取した場合、本件委託契約は終了します。但し、新貴賃人及び乙が保証契約につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第5条（契約期間）

1. 本件委託契約の契約期間は、契約終日より、原賃貸借契約等の解約または解除される日までとします。
2. 原賃貸借契約等が終了しました。

6条（保証料の変更）

1. 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
2. 前項によって届けられた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（定期賃貸契約の締結は以下の通りです）

（1）定期賃貸契約等を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更されました。定期賃貸契約等が解約を認めない場合でも、甲が貴賃人または第三者に本件を明渡した日を以て本件委託契約を終了します。この明渡した日以降、賃料等及び料金等相当損害金は発生しないものとします。

第8条（保証債務の履行）

甲が本件委託契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延した際、乙が保証人から保証債務の履行を要求されたことは、甲及び入居者・使用者・利用者から本件の明渡しかけられました。

第9条（保証債務の範囲）

乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済分の費用に要した費用を支払わなければなりません。

2. 前項によて届けられた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第10条（事前請求）

甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来るものとします。

（1）甲が被破産手続開始の決定を受け、かつ原賃貸借契約等の貴賃人がその破産財団の配当に加入しないとき。
（2）原賃貸借契約等に基づく債務が弁済済であるとき。

第11条（金銭・保證金等の取り扱い取扱い）

原賃貸借契約等に基づき甲が貴賃人に貸した敷金・保證金等については、本件の明渡し完了後、甲の未払料料等及び原状回復費用を充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき未払の債務に充当されるものとします。

第12条（貴賃譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第13条（勤務手続等）

1. 甲は乙に甲の貴賃人または携帯電話の電話番号に連絡をしてても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務手続または緊急連絡時に、甲の所持する他の連絡方法を問い合わせることについて承諾します。

2. 甲が乙に緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、各自の如きを必ず書面で示す旨を承諾する旨を確認する場合と他と同様とします。

第14条（本件の立ち入り）

乙は、法を認めている場合と、または、甲にについて身体の異常その他緊急の事態が発生した可能

性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第15条（連絡手続）

甲が、原賃貸借契約等に基づいて生じた賃料等を遅延したときは、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に規定した会員料金は保証金を差し入れているか否かに問わばれ、乙は甲に対し、物件の手帳に手紙を送など連絡を要請するのに適切な措置を講じることが出来ます。但し、物の入退室を除く物理的な措置は講じないものとします。

第16条（明渡の成立）

1. 甲は、明渡の際に賃料等を差し出し、乙が該当する債務を清偿した場合、本件の明渡しが成立されたものとします。

2. 甲が本件の場合の場合は、甲の代表者または入居者、使用者、利用者による原賃貸借契約等の連帯保証人であるとき、乙に本件委託契約を締結することができます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者、乙に本件委託契約を締結することができます。

3. 貸賃人または乙の代理人が本件を第三者に先取した場合は、甲及び入居者・使用者・利用者により通常保証料と不思議と認められたときは、乙が甲に代わりに甲の代入者に対する本件委託契約を解約することができます。

4. 甲が本件委託契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

5. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来るものとします。

6. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

7. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

8. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

9. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

10. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

11. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

12. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

13. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

14. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

15. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

16. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

17. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

18. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

19. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

20. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

21. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

22. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

23. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

24. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

25. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

26. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

27. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

28. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

29. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

30. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

31. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

32. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

33. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

34. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

35. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

36. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

37. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

38. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

39. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

40. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

41. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

42. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

43. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

44. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

45. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

46. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

47. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

48. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

49. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

50. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

51. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

52. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

53. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

54. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

55. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

56. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

57. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

58. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

59. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

60. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

61. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

62. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

63. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

64. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

65. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。

66. 甲が本件委託契約等に基づく債務を乙に負担した際、乙が保証人から保証債務の履行前であっても甲に對し、事前に請求権を行使することが出来ます。</p